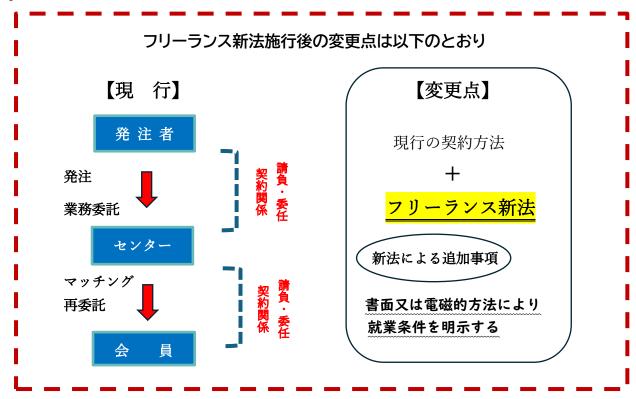
会員の皆様へ フリーランス法の施行を踏まえて

就業条件明示が義務化に

「特定受託事業に係る取引の適正化に関する法律」(フリーランス新法)が令和5年5月に公布され、**令和6年11月から施行されました。**

この法律はフリーランス (業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの)が安心して働ける環境の整備を図ることを目的としています。シルバーの会員はこの「フリーランス」に該当することから、センターはシルバーの会員との間で一定の果たすべき義務が生じることとなります。



●会員とセンターとの関係

発注者、センター、会員間の関係は現在と変わりません。

●就業条件明示義務

業務委託をした場合の、書面等による「**請負・委任業務の内容」「報酬(配分金)の額」「支払期**日**|等の取引条件を明示**することとなりました。

●今後の対応

上記義務を実施することによる業務の煩雑さや経費増大が懸念されることから就業条件明示方法の運用の方法につきましては、皆様にお知らせしております「センター」と「会員」とのコミュニケーションツールである「会員クラウドサービス(以下「クラウドサービス」という。)」の会員登録を勧め、クラウドサービスにより就業条件が閲覧できるようにいたします。

詳細については、センターまでお問い合わせください。